

水道の「県域化」への参加はやめよ

— 村単独水道の維持を —



茨城県は、昨年3月、水道事業の基盤強化のための一つの手法であるとして、「水道広域化推進プラン」を策定しました。2030年度に経営の一体化をめざし、2050年度には国の方針である「一県一水道」とする事業の県域化を達成しようとしています。

東海村は、県が設置した「広域連携検討・調整会議」の「県中央広域圏地域部会」に所属し、広域連携についての検討に参加しています。大名美恵子議員は、「県域化」に参加するとなれば、住民が支払う「水道料金の引上げ」と、東日本大震災での経験から「災害時の水道水確保に大きな支障が出る」ことが十分考えられるため「**県域化には参加しない**」ことを強く求めています。

【一般質問】

県の「一県一水道」への参加はやめよ！

(建設水道部長の答弁から)

7月に茨城県の企業局長と水政対策監による首長訪問があり、施設の最適化案やシミュレーション、経営の一体化の基本的な枠組みの考え方について、直接説明があった。

本村としては、地震等の災害時の応急給水対応として独自水源の確保を最重要と考え、外宿浄水場と県水の2系統の維持を強く主張している。この主張に対し県からは、2系統の水源の維持が明示された提案があったが、経営の一体化となると運営主体は県となるため、災害時にこれまでどおりの迅速な対応が可能かどうか精査中であり、現時点では経営の一体化に参加するかどうかを判断するまでには至っていない。

参加不参加の村の意思を示す時期については、広域化に参加する自治体は施設改修に国交付金を活用でき、国への交付金の要望は「令和6年12月から翌年1月に実施」と県のスケジュールで示されていることから、年内中には判断していくことになると思う。

◆水戸市はすでに不参加を決めています。本村も迷わず不参加に！



【一般質問】

AED(自動体外式除細動器)をコンビニにも設置してはどうか

(村民生活部長答弁から)

「茨城県AED設置施設登録制度」で登録施設が公開され、村内では東海高校を含む公共施設46施設のほか、民間企業や店舗など12施設を合わせ58施設にAEDが設置されている。

コンビニエンスストアにAEDを設置する場合、保守点検などの維持管理に係る負担が生じ、適切に使用できる人材の確保なども考慮が必要となり、村としては、引き続き公共施設への設置を継続したい。

なお、村内の小・中学校に設置しているAEDは、「屋外型収納ボックス」に収納されており、児童・生徒の屋外活動にも対応できる。あわせて休日や夜間に学校開放事業などで一般の住民の方が施設を利用している場合にも使用できる。

AEDの使用方法に限らず、一人でも多くの方が心肺蘇生の方法を習得できるよう、消防本部が行う救急救命講座を広く案内するなど、村としてできる取組を進める。

◆やはり水戸市では、コンビニ各社とAEDに関する協定を結び、市内すべてのコンビニに設置されています。本村も村内約20軒のコンビニへの設置を検討すべきなのでは？

【一般質問】

学校給食とは？ 給食を無償化する意義は？



学校給食は、学校給食法第1条に記載されている通り、「児童生徒の心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力の育成を図る上で重要な役割を担うもの」。

学習指導要領には、「特別活動の学級活動の内容として、給食の時間を中心に健康によい食事の取り方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通じ人間関係をよりよくすること」と示されている。給食は、学校教育活動の一環として実施されているものです。

学校給食の無償化の意義は、千葉工業大学で教育行政学を専門とする福嶋尚子准教授などが言われる「保護者の負担軽減はもとより、どの家庭、どの自治体に生まれても、安心して1食を食べていいんだ、という子どもたちの基本的権利が満たされ、そのことを体感しながら育っていくことの大切さ」です。

無償化の意義を今大きく広げることが本当に重要です。

子どもたちの教育を受ける権利・成長発達権を保障する義務が、国民や政府に課せられており、子どもたちの受ける教育の無償化は、憲法や「子どもの権利条約」にうたわれている国際的な義務であり、子どもの権利なのです。

学校給食の無償化に対する考え方

(6月議会答弁から)

【山田村長】「東海村の特色である自校方式による学校給食の提供を継続していくためにも、保護者の皆様にも一定の負担をお願いしたいと考えており、そうした観点から私としては現時点において学校給食の無償化は考えておりません」。

【教育部長】「未就学児を育てる若い世代への支援を優先して進めていく中、学校給食の無償化について他の自治体や国の動向を注視しながら検討を行う状況にございましたので、実施に至らなかった」。

◆6月議会と9月議会を通じて、村長も教育長も教育部長も「無償化は自治体ごとに単独で行われるべきものではなく、国や県において地域差がなく実施されるべきもの」との認識を示しました。

しかし、現在、小・中とも無償化は県内10自治体で、他にも小学校のみ無償化など、無償化を位置付けてやれるところから実施を始めている自治体が増えていきます。児童生徒の「教育を受ける権利と成長発達権を保障」する仕事は、国・県の動向を待つてはいられないのではないのでしょうか。村行政として「自分たちの仕事ではない」と言っている場合ではありません。

東海村決算(2023年度)の審査では……



一般会計 一反対一 <主な審査の視点>

評価できた点: ○国庫による新型コロナ・物価高騰対応

- 子育て世代や低所得世帯への給付金支給
- 学校給食費への助成
- 中小企業支援
- 7月検針分の上水道料金免除
- 保育所や学童クラブへの入所待機対策を進めた

評価できなかった点:

- マイナンバーの活用及び自治体DXの強力な推進。
- 行政手続のオンライン化で、村民の顔を見て必要な対応を執る行政を失ってはならない。
- 制度のはざままで苦しむ村民への恒常的支援がない。
- 義務教育の無償化の視点で、小・中学校新入学祝い、教材費や給食費の無償化、生理用品のトイレへの設置等により、児童生徒が対等感や自己肯定感をもって安心して学校生活を送れるようにする。
- 基本的に国民のくらし犠牲を強める国予算に沿った予算。

●東海第二原発の再稼働問題への対応

▼規制委員会による安全対策工事の審査では、住民からみれば重大な工事不良でも内部告発が無ければ公表されず、「何も無かった」ことになる工事がある事を村長はしっかり認識し再稼働是非判断の材料に加えるべき。

▼火災の頻発など東海第二発電所の安全対策に完璧はあるのか、絶対事故は起こらないという保証があるのか住民からは益々見えない。

▼首都圏まで含む国民の安全を捉え、立地の東海村長として再稼働は認められない」との認識が重要。

東海村の会計は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計、駅西・駅東・中央の3区画整理会計、水道・病院・下水道の3公営企業会計と10の会計があります。

大名美恵子議員は住民の立場で審査を行なった結果、一般会計のほか、国保会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計も反対をしました。

理由としては、制度設計がサービス利用が進めば保険料が引き上がる仕組みなため、現在すでに被保険者の負担が大きいこと、公設保険だが国や県の負担額が少なすぎることに、安心・安定のサービス提供が重要だが、介護認定が厳しいことやサービスから専門性が軽減されている、サービス提供の事業者待遇が冷遇であること等々をあげました。

その他の6会計は賛成しました。

健康保険証の存続を求めます

12月2日に現行の健康保険証の新規・再発行が終了されます。マイナ保険証に移行されることにより、マイナ保険証を持たない方には「資格確認書」が、マイナ保険証を持つ方には「資格情報のお知らせ」が発行されます。

しかし昨年7月時点でマイナ保険証に他人の情報が登録されたケースは7,400件を超えたとのことです。マイナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルは、命にも関わる危険があり絶対にあってはならないことです。

保険証廃止ありきをやめ、国民と医療現場の声に従って、現行の健康保険証を存続させるべきです。



存続をー

東海・東海南中学校内

フリースクールがスタート

フリースクールとは、何らかの理由から学校に行くことができない、行かない、行きたくても行けない…という子どもさんが、小学校・中学校・高校の代わりに過ごす場所。

村は今年度から、両中学校の空き教室を利用したフリースクールを開設。生徒が自由に過ごせる「居場所」と位置づけています。議会文教厚生委員会では、両中学校を訪ねて開設後の状況や、より良い居場所となるための課題等についてお聞きしました。

村立の認可外保育所

来年2月、東海村緊急保育所を設置

村は、要件は満たしているが保育所に入れないでいる「入所保留児」を、入所までの一定期間継続的な保育を行なうことを目的に、元須和間幼稚園の施設を利用した緊急保育所の設置を決めました。現在、リフォーム工事が行われ、来年2月開所の予定です。

入所対象は0歳から2歳児で、定員は30名です。



認可保育所でないのは残念。でも待たなしの状況を解消に向けて一歩でも進んでほしい!



鉄筋コンクリート 防潮壁の調査も必要

東海第二発電所 防潮堤工事「第2の告発」



昨年9月、東海第二発電所の「安全性向上対策工事」の不良に関する内部告発がありましたが、今年7月末、同じ取水口部の別の部分の工事についても「調査が必要」とのお話を工事関係者からお寄せいただきました。

大名美恵子議員は、9月議会一般質問や、9月20日に行われた原電からの東海第二原発の「工期延長に関する説明」の際、事実確認の質問を行ないました。9月20日の原電の回答は、「関係者に聞き取りをした結果、不具合は無い」とのことでした。

大名議員はさらに「掘り起こして目視での確認は行ったのか」と質問。しかし「不具合は無いと確認している」との回答に終始しました。引き続き事実確認のためにとりくみます。

今更ですが 議会ってなに?

9月議会は、前年度の村会計の決算審査もあり重要な議会です。決算審査は、村が1年間、予算に基づき様々な村政を行ったことについて、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的なものとなっているかなどを主眼に実施されます。

議員は審査の結果、一人ひとりが「認める」か「否」かの態度表明をします。しっかりと判断の根拠を持つことが重要です。

国民民主党の議員が 令和5年度一般会計決算に反対。しかし……



今年の9月議会で会派「新政とうかい」に所属する国民民主党の議員は、「令和5年度東海村一般会計決算」に反対しました。

しかし、「審査の結果どう判断したか」を述べませんでしたので、何が問題だったのか、執行部は何を指摘されたのか「分らない」という状況になりました。

「言論の府」と言われる議会は、言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場です。国民民主党の議員は、議長も経験しベテランの域に入る議員です。大変残念です。